

短期入所生活介護及び 短期入所療養介護

短期入所生活介護

現状・課題

1. 短期入所生活介護の現状

- 短期入所生活介護は、利用者が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。【参考資料P 2】
- 請求事業所数は、一貫して増加傾向にあり、平成27年度末現在、10,152か所であり、82.3%を併設・空床（ユニットを含む）型が占めている。
また、平成17年度末と平成27年度末を比較すると、単独型が約3.3倍、ユニット型（単独型、併設・空床型）が約6.6倍に増加している。その一方で、併設・空床型はほとんど増えていない。【参考資料P 4】
- 利用者は、平成27年度末現在、約33万人（平成13年度末の約2.4倍）であり、介護サービス（介護予防含む）利用者全体の約6.4%が利用している。【参考資料P 5】
- 1人1月当たりの実日数は、緩やかに増加をしており、平成27年度末現在、短期入所生活介護は11.5日、介護予防短期入所生活介護は5.8日となっている。【参考資料P 7】
- 1人1月当たりの平均費用額は、食費・居住費の見直しの影響で平成17年に減少したが、その後は緩やかな増加に転じており、平成27年度末現在、短期入所生活介護は10.4万円、介護予防短期入所生活介護は3.8万円となっている。【参考資料P 7】

短期入所生活介護

論点

- 短期入所生活介護は、介護老人福祉施設等の併設事業所が多いこと等を踏まえ、そのサービスの在り方について、どのように考えるか。

現状・課題

1. 短期入所療養介護の現状

- 短期入所療養介護は、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、医療療養病床、有床診療所で提供される施設の空床を活用した宿泊サービスであり、その利用者が可能な限りその居宅において日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。【参考資料P13】
- 本介護サービスについては、平成19年から平成28年にかけて、請求事業所数は約3,900事業所から約3,800事業所、利用者数は約5.5万人から約5.0万人と、微減傾向である。
また、算定日数に占める割合では、介護老人保健施設が97%であり、日帰りの短期入所療養介護について、算定日数が少ない。【参考資料P16～19】

現状・課題

2. 短期入所療養介護の利用状況

- 短期入所療養介護の利用者について、介護老人保健施設では、要介護2や認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱの割合が多く、医療機関（病院、診療所）では、要介護5や認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲの割合が多い。【参考資料P20～21】
- 短期入所療養介護の主な利用目的として、介護老人保健施設ではレスパイト（64.0%）、家族の外出（12.0%）、有床診療所ではレスパイトケア（65.2%）、医療ニーズを有する人への計画的なサービス（39.4%）が挙げられた。【参考資料P22】
- 医療ニーズを有する利用者について、短期入所療養介護の入所先の確保が困難である理由を介護支援専門員に調査した結果、「指定短期入所療養介護事業所が満床である」が68.4%となっている。また、短期入所療養介護の入所先が確保できない場合の代替サービスとして、「入院」が50.6%となっている。【参考資料P23】
- 有床診療所に期待されることとして、介護支援専門員への調査では、「医療処置が必要な場合に、円滑に必要な医療が提供される」が57.7%、「利用者のかかりつけ医がいるので利用者又は家族にとって安心である」が53.5%となっている。【参考資料P24】

短期入所療養介護

論点

- 医療ニーズに対応できる居宅サービスを整備する観点から、介護老人保健施設や有床診療所が提供する短期入所療養介護について、どのように考えるか。